

別表第13 断水費等徴収単価表  
**(1)断水費等(上水)**

令和5.5.1施行

上段:昼間 下段:夜間

番号	工種	形工	単位	単価	備考
1	配水管断通水工(1)350mm以下(昼)		m	580	断通水作業費用 (間接経費含む)
2	配水管断通水工(1)350mm以下(夜)			630	
3	配水管断通水工(2)350mm以下(昼)		回	122,750	
4	配水管断通水工(2)350mm以下(夜)			157,550	
5	配水管断通水工(1)400mm以下(昼)		m	280	
6	配水管断通水工(1)400mm以下(夜)			320	
7	配水管断通水工(2)400mm以下(昼)		回	167,550	
8	配水管断通水工(2)400mm以下(夜)			203,130	
9	配水管切落し・口径200mm以上の分岐穿孔を含む給水装置工事		式	実費	※工事費用は給水課へ照会すること

**(2)断水費等(工水)**

番号	工種	形工	単位	単価	備考
11	配水管断通水工(1)350mm以下(昼)		m	580	断通水作業費用 (間接経費含む)
12	配水管断通水工(1)350mm以下(夜)			630	
13	配水管断通水工(2)350mm以下(昼)		回	121,590	
14	配水管断通水工(2)350mm以下(夜)			156,400	
15	配水管断通水工(1)400mm以下(昼)		m	280	
16	配水管断通水工(1)400mm以下(夜)			320	
17	配水管断通水工(2)400mm以下(昼)		回	153,130	
18	配水管断通水工(2)400mm以下(夜)			188,720	
19	給水施設工事		式	実費	※工事費用は給水課へ照会すること

※断水を伴う給水装置工事・給水施設工事において、本表の単価を使用して断水費用を算出し、申込者へ請求する。

※配水管断通水工は、断水・通水・事前準備の他、これらに付帯する一切の作業を含む。

※上記単価には、洗浄排水費及び公共下水道使用料が含まれる。

※上記の断通水作業と異なる作業の場合は、給水課へ照会すること。

※断水費用の延長算出は、以下の方法による。

1. 断水を必要とする箇所を包囲する制水弁までの延長で算出する。
2. 管理図に制水弁の記載があるが現地で確認できない場合は、管理図上の制水弁位置で算出する。
3. 操作制水弁が故障及び動作不良等の為、断水範囲が拡大しても当該制水弁が機能するものとして算出する。
4. 断水予定範囲内に管理図上存在しない制水弁が現地に存在し、当該制水弁を操作することによって断水延長が縮小した場合は、縮小後の延長を計上する。
5. 申込者以外の給水管の延長は含まない。
6. 上記規定の範囲外で洗浄排水を行った場合、上記規定範囲外の延長は加算しない。
7. 断水回数は、断水～通水までの作業で1回とする。したがって、断水と通水を別日に行った場合でも回数は1回とする。ただし、断水のみを行って通水しない場合であっても回数は1回とする。